

認知症の方などを支援される皆様へ 知っておきたい 年金のポイント

この「知っておきたい 年金のポイント」は、民生委員、成年後見人、ご家族の方など、認知症の方などを支援される方々に対して、年金制度概要および手続きをご理解していただくことを目的に作成しました。ぜひご活用ください。

1 公的年金制度において、受け取ることができる年金の種類は、 老齢・遺族・障害の3種類です。

(注：年金を受け取るためには、必要な要件があります)

公的年金制度とは、年老いたときやいざというときの生活を、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

老 齢 年 金

……

65歳以降、終身にわたって
受け取ることができる年金

遺 族 年 金

……

年金を受けていた方が亡くなられたとき、
ご遺族が受け取ることができる年金

障 害 年 金

……

病気やけがで障害が残ったとき、
受け取ることができる年金



日本年金機構
Japan Pension Service



2 年金を受けている方がお亡くなりの際に留意していただきたい点 ～ 遺族厚生年金 ～

どのような時に受け取ることができるの？

老齢厚生年金を受けている方、障害の程度が1級・2級の障害厚生年金を受けている方などが亡くなられたとき。

誰が受け取ることができるの？

亡くなられた方によって生計を維持されていた下記の方が対象です。

(1)

妻



55歳以上の夫



子



(2) 55歳以上の父母



(3) 孫



(4) 55歳以上の祖父母



※ (1) から (4) の優先順位のうち最も優先順位の高い方が受け取ることができます。
子・孫については、「18歳未満」または「障害がある場合は20歳未満」など年齢制限があります。

いくらぐらい受け取ることができるの？

原則、亡くなられた方が受け取っていた老齢厚生年金の報酬比例部分の4分の3を受け取ることができます。

(報酬比例部分：給与や賞与などの額と年金加入期間に基づいて計算される年金額)

必要なものは何？

請求書に加えて、戸籍謄本や死亡診断書等の添付書類が必要となります。

年金についてのご相談は？

お近くの年金事務所または街角の年金相談センターへご相談ください。

全国の相談窓口はこちらから (日本年金機構HP)

日本年金機構 全国の窓口

検索

また、電話での年金相談は

「ねんきんダイヤル」 (0570-05-1165) へおたずねください。

※来所される方がご本人でない場合は、あらかじめご相談ください。